

令和7年6月1日更新

令和7年度 安佐南区地域部会

私たちの、目指しているものは？

私たち（障害福祉関係者）は、何を目指しているの？

分野を超えて、みんなが協力して
目指す場所

（重層的支援体制整備事業等）

地域共生社会の実現

私たちは、障害福祉分野
からアプローチ

実現するためのキーマンは、
障害福祉・・・？！！

障害者総合支援法の目的

第1条（目的）

この法律は障害者基本法の基本的な理念にのっとり、身体障害者福祉法、知的障害者福祉法、精神保健及び障害児の福祉に関する法律、児童福祉法その他障害者及び障害児の福祉に関する法律と相まって、障害者及び障害児が基本的人権を享有する個人としての尊厳にふさわしい日常生活又は社会生活を営むことができるよう、必要な障害福祉サービスに係る給付、地域生活支援事業その他の支援を総合的に行い、もって障害者及び障害児の福祉の増進を図るとともに、**障害の有無にかかわらず国民が相互に人格と個性を尊重し安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与することを目的とする。**

障害者総合支援法と自立支援協議会

(令和4年12月総合支援法一部改正、令和6年4月1日施行)

第八十九条の三（協議会の設置）

地方公共団体は、単独で又は共同して、障害者等への支援の体制の整備を図るため、関係機関、関係団体並びに障害者等及びその家族並びに障害者等の福祉、医療、教育又は雇用に関連する職務に従事する者その他の関係者(以下この条において「関係機関等」という。)により構成される協議会(以下この条において単に「協議会」という。)を置くように努めなければならない。

- 2 協議会は、関係機関等が相互の連絡を図ることにより、地域における障害者等への適切な支援に関する情報及び支援体制に関する課題についての情報を共有し、関係機関等の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた体制の整備について協議を行うものとする。

(次頁続き)

3 協議会は、前項の規定による情報の共有及び協議を行うために必要があると認めるときは、関係機関等に対し、資料又は情報の提供、意見の表明その他必要な協力を求めることができる。

4 関係機関等は、前項の規定による求めがあった場合には、これに協力するよう努めるものとする。

5 協議会の事務に従事する者又は従事していた者は、正当な理由なしに、協議会の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

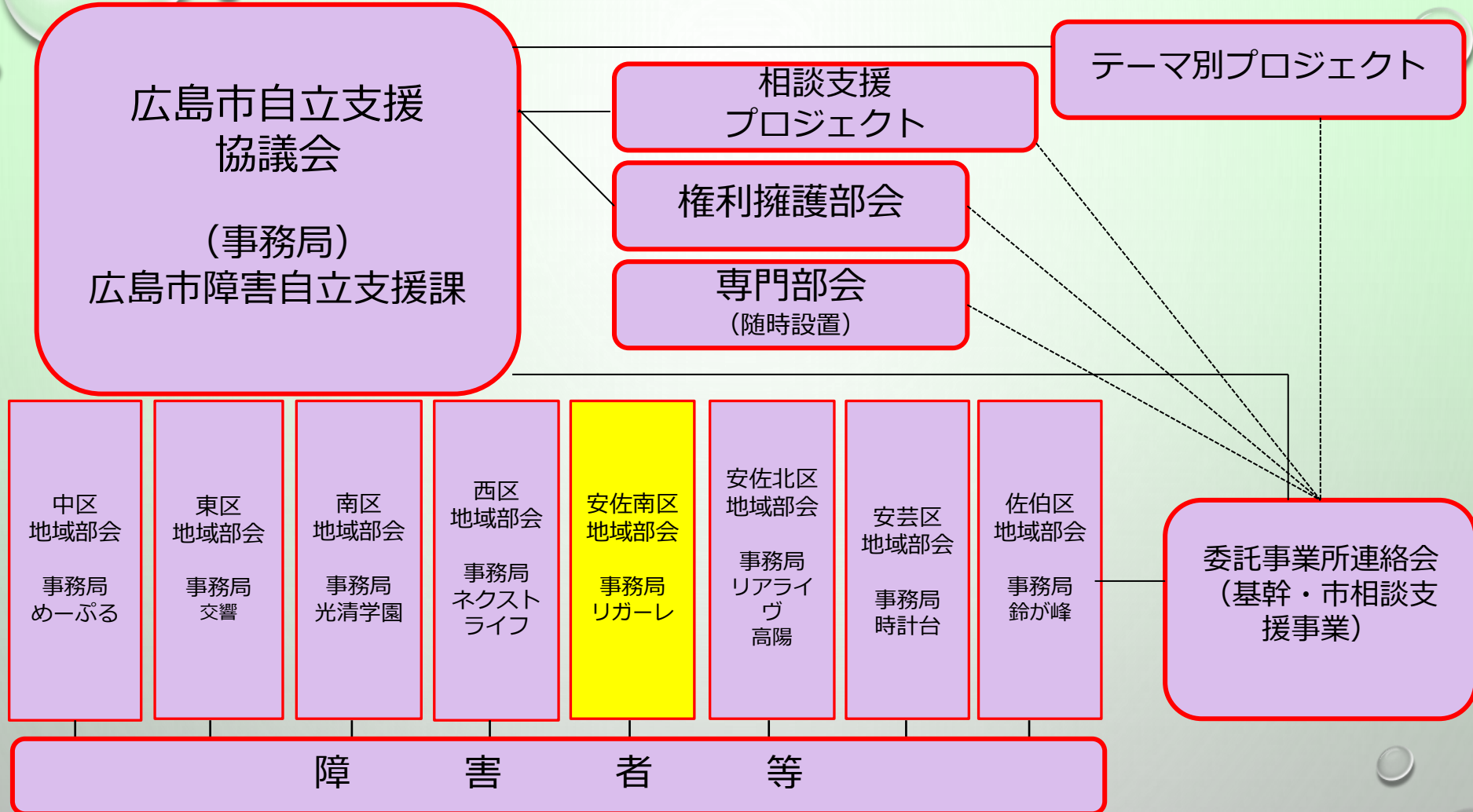
6 前各項に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

障害者総合支援法改正（令和6年4月1日施行）に係る新旧対照表

改正前	改正後
(協議会の設置) 第八十九条の三 地方公共団体は、単独で又は共同して、障害者等への支援の体制の整備を図るため、関係機関、関係団体並びに障害者等及びその家族並びに障害者等の福祉、医療、教育又は雇用に関連する職務に従事する者その他の関係者(次項において「関係機関等」という。)により構成される協議会を置くように努めなければならない。 2 協議会は、関係機関等が相互の連絡を図ることにより、地域における障害者等への支援体制に関する課題について情報を共有し、関係機関等の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた体制の整備について協議を行うものとする。	(協議会) 第八十九条の三 地方公共団体は、単独で又は共同して、障害者等への支援の体制の整備を図るため、関係機関、関係団体並びに障害者等及びその家族並びに障害者等の福祉、医療、教育又は雇用に関連する職務に従事する者その他の関係者(以下この条において「関係機関等」という。)により構成される協議会(以下この条において単に「協議会」という。)を置くように努めなければならない。 2 協議会は、関係機関等が相互の連絡を図ることにより、地域における障害者等への<u>適切な支援に関する情報及び</u>支援体制に関する課題についての情報を共有し、関係機関等の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた体制の整備について協議を行うものとする。 3 協議会は、前項の規定による<u>情報の共有及び協議を行うために必要があると認めるときは、関係機関等に対し、資料又は情報の提供、意見の表明その他必要な協力を求めることができる。</u> 4 関係機関等は、前項の規定による<u>求めがあった場合には、これに協力するよう努めるもの</u>とする。 5 協議会の事務に<u>従事する者又は従事していた者は、正当な理由なしに、協議会の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。</u> 6 前各項に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

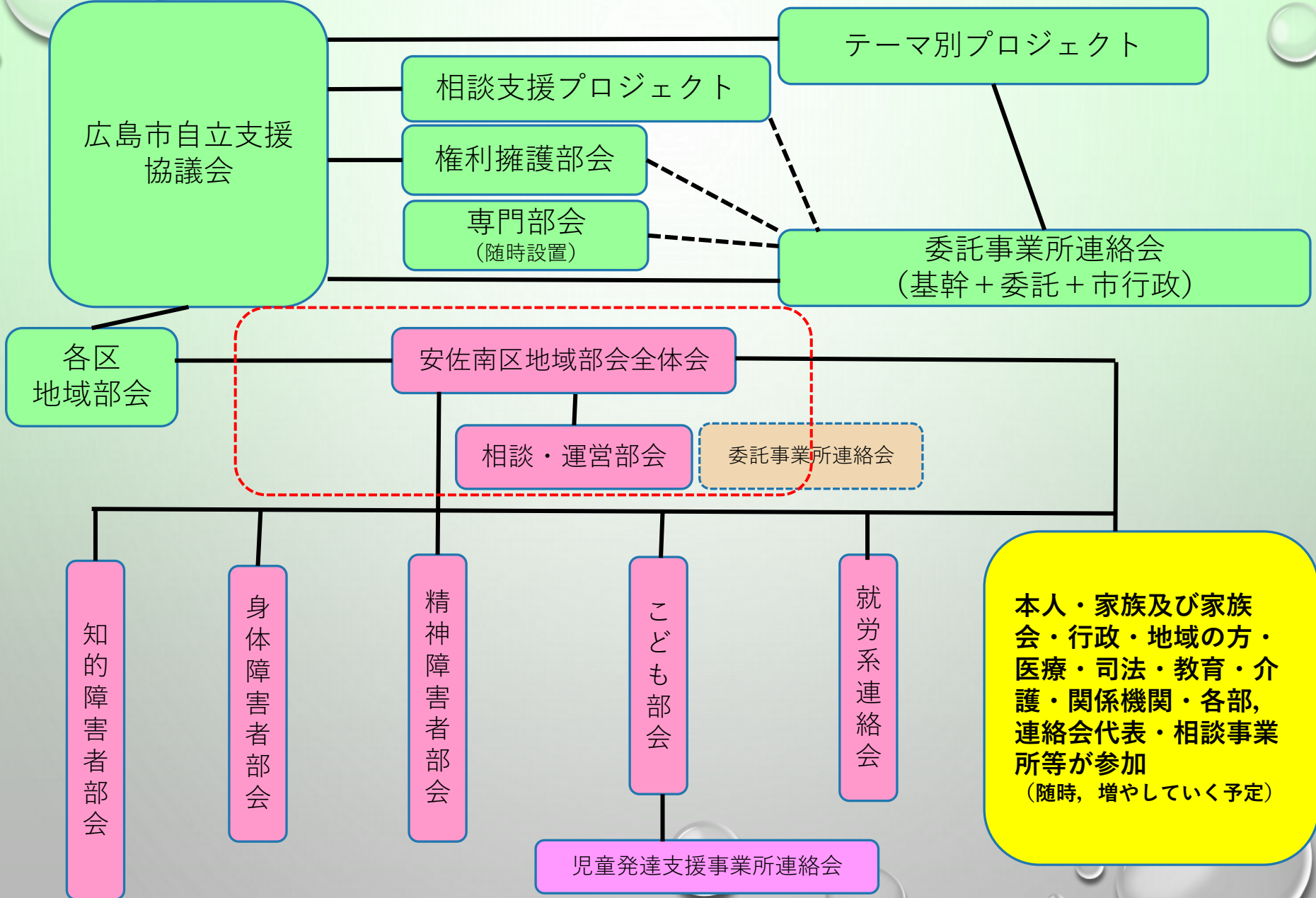
広島市障害者自立支援協議会の体制

令和6年4月現在



※第八十九条の三（協議会の設置）に基づき、広島市は、基幹相談支援センターが事務局を担うが、地域の相談支援体制、地域づくりの核としての適切かつ活性化した協議会にするためには、障害児者等個々の様々な困りごと、悩み、不安等の相談に応じ、解決、解消に取り組むことで、具体的な個々の課題や資源の不足等を感じている相談支援従事者の参画は重要であり、また、設置主体であり相談窓口でもある市区町村行政の協議会への主体的な参画は必須である。【行政＋相談支援事業＝地域相談支援体制・地域づくりの基盤（土台）】

安佐南区地域部会の体制



安佐南区地域部会の目的、構成メンバー、取組み概要

正式名称 広島市自立支援協議会安佐南区地域部会

目 的 安佐南区地域部会は、障害者総合支援法の目的に則り、障害の有無に関係なく、すべての人が普通に生活できる地域づくりを目的とし、障害福祉関係者だけでなく、安佐南区に関わる全ての方々が関係者になり得る方として、できるだけ多くの方に参加してもらい、連携を図ることで地域全体で障害に対する理解と支援体制を構築していく。



安佐南区地域部会の目標とテーマ

目 標 地域 みんなが関係者

「つ な が る（つながり続ける）」

部会等構成 **コア部会（全体会、相談・運営部会）**
4 部会（知的障害者部会、身体障害者部会、精神障害者部会、こども部会、就労系事業所連絡会、児童発達支援事業所連絡会、必要に応じた臨時部会）

参加者

全体会 当事者、行政関係、各部会連絡会代表者、相談支援事業者、区社協等、教育関係者、法曹関係者、各保護者団体、社会福祉士会（地域定着）、各障害者団体及び協会、就業・生活支援センター、区民児協、身体及び知的障害者相談員、ボランティアサークル、介護保険関係（包括等）、居宅介護関係、医療関係、相談支援事業者、相談支援包括化推進員（重層的支援体制整備事業）、地元企業等、その他参加希望者等）

相談・運営 行政・社協等相談窓口、基幹相談支援センター、委託相談支援事業所、相談支援包括化推進員、区内外指定相談支援事業者

知的障害者

行政・社協等相談窓口、育成会等団体、保護者及び保護者サークル、知的障害者相談員、訪問看護、基幹相談支援センター、委託相談支援事業所、知的障害者福祉協会、参加希望相談支援事業者、参加希望障害福祉サービス事業者、地域定着支援センター、その他参加希望者・事業者、団体、企業等

身体障害者

当事者、障害者団体、行政・社協等相談窓口、身障協会等、市総合リハ病院、訪問看護、障害者ボランティアサークル、身体障害者相談員、基幹相談支援センター、委託相談支援事業所、参加希望相談支援事業者、参加希望障害福祉サービス事業者、その他参加希望者・事業者、団体、企業等

精神障害者

行政・社協等相談窓口、精神障害者家族会（当事者含む）、精神科病院、訪問看護、地域定着支援センター、住宅関連企業、製薬会社、地域活動Ⅲ型事業者、基幹相談支援センター、委託相談支援事業所、参加希望相談支援事業者、参加希望障害福祉サービス事業者、その他参加希望者・事業者、団体等

こども

行政・社協等相談窓口、民生児童委員、子育てセンター、子ども向け関連企業、訪問看護、基幹相談支援センター、委託相談支援事業所、参加希望相談支援事業者、参加希望児童福祉サービス事業者、参加希望障害福祉サービス事業者、その他参加希望者・事業所、団体等

就労系連絡会

行政・社協等相談窓口、就業・生活支援センター、住宅関連企業、訪問看護、障害福祉サービス事業者（57事業所）、基幹相談支援センター、委託相談支援事業所、参加希望相談支援事業者等

児童発達連絡会

行政・社協等相談窓口、訪問看護、放課後等デイ及び児童発達支援事業者（49事業所）、基幹相談支援センター、委託相談支援事業所、参加希望相談支援事業者等

※連絡体制 各部会ともメーリングリストを作成し、連絡及び情報共有

令和6年度部会・連絡会の主な取り組み内容（概要）

★参加者、事務局からの課題や検討事項の協議結果に基づいた主な取り組みの実施（施設見学、、地域の実態調査（アンケート等）、意見交換会、理解・啓発研修会、制度勉強会、事例検討、地域イベント等）

★制度・施策について、地域に暮らす者（関係者）として何をするべきかの検討（災害対応（BCP含む）、合理的配慮、精神障害にも対応した地域包括ケアシステム構築の取り組み等々）

★他職種、多領域との連携体制づくり
（基幹相談支援センターがつながり、地域部会につながり拡大）

※その他、相談支援従事者

▽
相談しやすい関係ができる
△

『相談者の状況やニーズに対応したチーム作りがスムーズになり
チームアプローチを実施しやすい』

※取り組み内容は、事務局からの提案事項と各部会、連絡会の参加者から出た意見を2本柱として、各部会・連絡会でグループワークを基本として、取り組み内容を協議、検討し実施しています。（共通している内容は、合同で取組む）

地域部会の役割と開催状況及び取組み

	開催頻度	主な役割	主な取組み（令和6年度）
全体会	書面開催		コロナウイルス感染症が法制上5類に引き下がるが、会場と来場人数を考慮するとかなりの密集状態となるため、念のため、集合はせず、引き続き書面での開催とさせていただきます。
相談・運営部会	4回	・部会運営／情報交換・共有（課題抽出）／事例検討会／各種研修会 ※必要に応じ、別途、個別案件に対する関係者会及びSV（スーパービジョン）	部会運営方針協議／部会の取組検討／地域包括との交流会／障害と介護との連携研修会／法改正・報酬改定勉強会／虐待防止研修／相談支援従事者の業務の困りごと等意見交換 等 ※相談支援従事者の業務の困りごと及び悩み等については、必要に応じ別途、個別に開催（関係者会、SV）
知的障害者部会	4回	・情報交換・共有（課題抽出）・事例検討／研修会／イベント開催等	部会運営方針協議／区音楽交流会イベント／社会資源見学会（GH）／事例に基づく情報共有と意見交換（課題抽出含む）等
身体障害者部会	4回	・情報交換・共有（課題抽出）・事例検討／研修会／イベント開催等	課題抽出・整理／広島市中心身障害者福祉センター見学会／身近な出来事等意見交換 等
精神障害者部会	6回	・情報交換・共有（課題抽出）・事例検討／研修会等	にも包括についての研修会／にも包括における医療と関係機関の連携と役割研修会／事例検討会（課題抽出含む）／同業他社等との情報・意見交換 等
こども部会	6回	・情報交換・共有（課題抽出）・事例検討／研修会／イベント開催等／茶っとう等	部会運営方針協議／「茶っとう」随時開催／児童発達支援センターについて勉強会／社会資源見学会（GH）／障害児向けPCプログラミング体験会／事例に基づく情報共有と意見交換（課題抽出含む）
児童発達支援事業所連絡会	3回	・情報交換・共有（課題抽出）・事例検討／研修会／イベント開催等 ※必要に応じ、別途、個別案件に関する相談支援の実施	部会運営方針協議／事例検討会／法改正・報酬改定勉強会／虐待防止研修／同業他社等との情報及び意見交換 等 ※別途、事業所の運営及び支援方法との助言等の実施
就労系事業所連絡会	4回	・情報交換・共有（課題抽出）・事例検討／研修会／イベント開催等 ※必要に応じ、別途、個別案件に関する相談支援の実施	部会運営方針協議／法改正・報酬改定勉強会／虐待防止研修／就労系事業所合同説明会／同業他社等との情報及び意見交換 等 ※別途、事業所の運営及び支援方法との助言等の実施

安佐南区地域部会が取り組む地域とつながる仕掛け

地域では、様々な分野で、分野ごとに様々な検討や取り組みがされている。



障害のある方は、どの分野にもいる。

だけど、障害のある方への対応はあまり検討されない…なぜ？

わかっちゃいるけど…でも…！！！！

原因：障害のことを聞けないし、わからない、どう話していいか、接していいかなどわからない、怖い・・・など

そんなときが・・・
BIG CHANCE！！
激熱！！

ここぞとばかりに、
営業活動！！

そんな時に、わしらが
あったらいいと思わね？

『つながり、つながり続けるためのグランドルール』

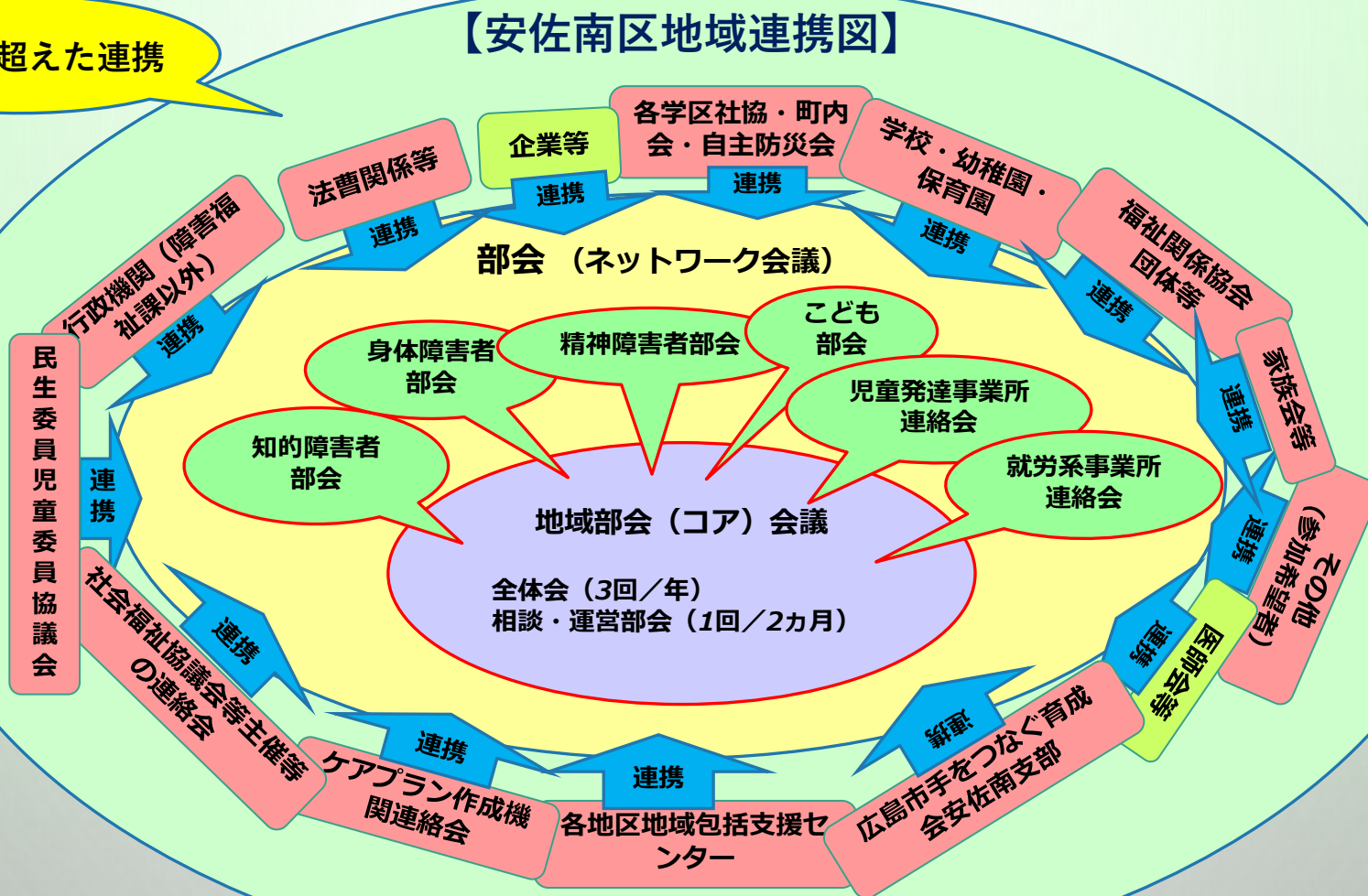
1. 1人で考えない、みんなで考える。
2. 知り得たことは、みんなで共有。
3. みんながやってみたいことをできるだけ、できることから実現する。
(社会資源の創設につながる)
4. 誰も排除しない。(違った意見を排除しない)
※違ったとしても、その中で共有できることを見つけていく
※去る者は追わない、来るものは拒まない、去っても戻ってくることはウェルカム
5. 適切な役割分担 (地域の協力体制構築のための適切な役割分担は凸凹が基本)
※参加者それぞれの状況に応じ、生活スタイル等に無理のない範囲の分担が重要
※専門的なことは、専門職が担う

この思考が、地域生活支援拠点の面的整備や民間事業者義務化の合理的配慮の普及・啓発、重層的支援体制整備等には重要だと考えています。

6. 困っている人や困ったときの相談できる場所を知らない人に会ったときは、知っている人が教える。

現在の障害分野からアプローチした、地域連携図

垣根を超えた連携



重層的支援体制整備ってこういうこと？

安佐南区地域部会の活動の根拠

- まずは、「つながる」こと
- つながれば、相手の立場や状況を理解して「つながり続ける」こと
- つながり続ければ、何かが変わる、できる
(話ができる⇒相談ができる⇒一緒に考えることができる)
- 相談して、一緒に考えることができれば、想いを共有できる
- 想いを共有できれば、協力できる
- 協力が多ければ多いほど、いろんなことができる

「地域で何かを起こす土台」

「専門用語は難しい、意味が分からない」をわかりやすく、誰もがイメージしやすく説明するのは、専門職の役目

- ★みんなで命を守り、助け合い、支え合う災害対応
(避難行動要支援者避難支援事業、災害後の生活支援システム)

- ★もしもの時も安心して暮らすための対応 (地域生活支援拠点事業)

- ★障害があるから「できない」から、障害があるなしに関係なく「できる」に
かえる助け合い、支え合い (合理的配慮)

「誰もが、安心して暮らすことのできる地域づくり」
(重層的支援体制整備事業＝地域共生社会の実現)

今後の安佐南区の福祉の新たな展開（更なる連携体制の構築）

重層的支援体制整備事業との連携

高齢、障害、児童、困窮等の各分野垣根を超えて、既存の相談支援機関を活用し、それぞれの機関が連携した体制作り

事務局：城山北・城南地域包括支援センター（委託事業）

（社会福祉法人楽友会）

窓口：相談支援包括化推進員



安佐南区地域支え合いネットワーク

障害分野からアプローチした地域連携を有効に活用しながら、他分野間の連携も促進するために、新たな仕組みを創設（令和3年度末）

事務局：安佐南区社会福祉協議会

安佐南区厚生部地域支えあい課

※安佐南区地域部会（基幹相談支援センター）は、実行委員として参加

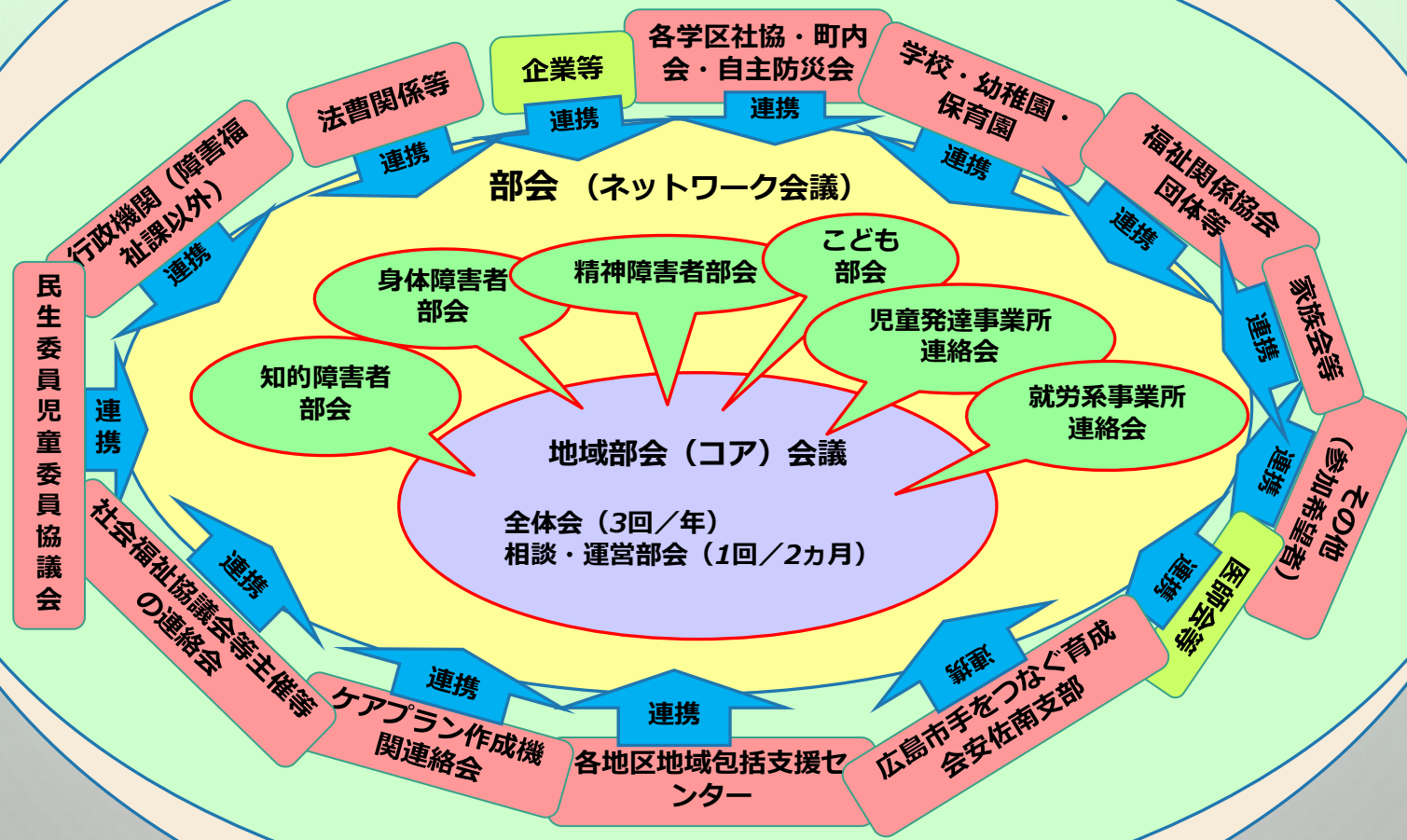
既存の連携体制を活用した、新たな地域連携イメージ

さらに、垣根を超えた
ネットワーク
地域共生社会に向けた、重層的相談支援
体制整備に直結

垣根を超えた連携

安佐南区支えあいネットワークの創設
(令和3年度末)

【安佐南区地域部会の連携図】



参 考 資 料

参考資料① 相談支援事業を効果的に機能させるための基本的役割と連携

参考資料② 相談支援の主な役割と連携と広島市障害児者関係相談支援事業所及び相談窓口

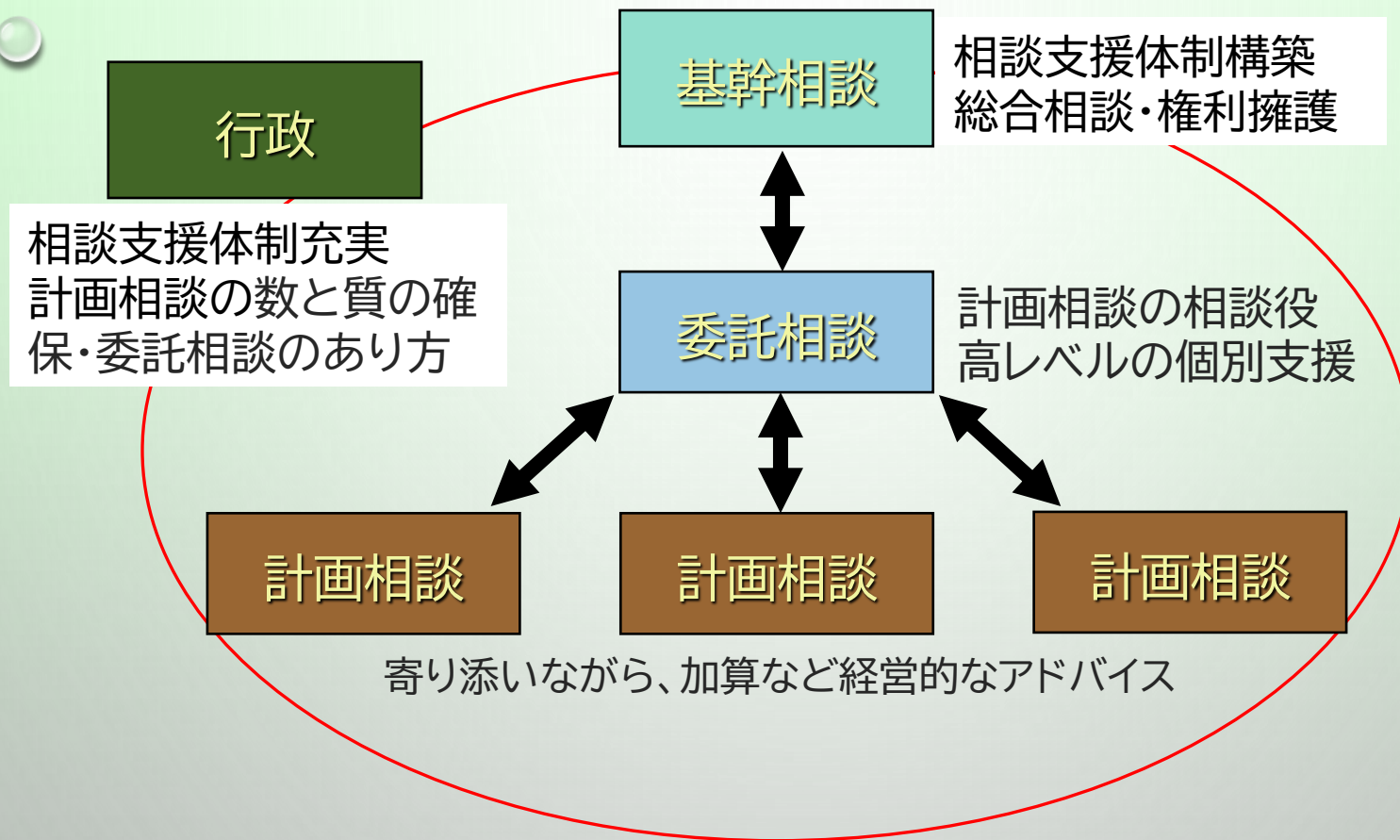
参考資料③ 相談支援の主な役割と連携と安佐南区障害児者関係相談支援事業所及び相談窓口

参考資料④ 「こんな時、どこに相談すればいい？」

参考資料⑤ 相談支援事業の全体像

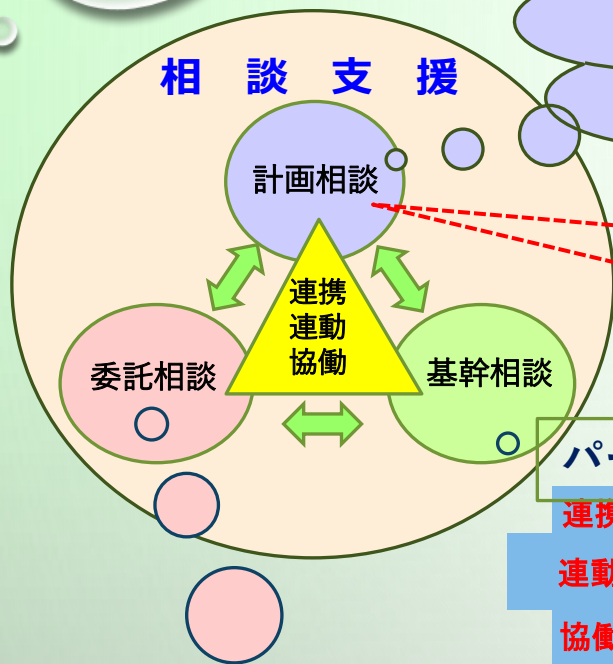
参考資料⑥ 相談支援の流れ

【参考資料①-1 地域の相談支援体制の基本的仕組み】



計画相談を育て、委託相談で困難事例に対応し、基幹で体制をつくる

【参考資料①-2 相談支援事業を効果的に機能させるための基本的役割と連携】



一人ひとりに対応した生活全般の相談支援（基本相談）に基づくサービス等利用計画作成及びモニタリング（個別支援）

契約を交わした、担当の相談支援事業所（専門員）が、ご本人様の生活上の困りごとやご意向等をお聞きして、その解決に向けた、提案やサービス等の調整を行います。

※担当の相談支援専門員なので、一番身近で相談できる専門職です。
※まずは、担当相談支援専門員にご相談ください。

障害福祉サービスを利用する方すべてが計画相談の対象者。
(支援が必要な方であればあるほど、計画相談が必要であることを理解する)

正当な理由なく断らない、本人の希望する暮らしのイメージ形成や実現に向けての伴走者であるという共通認識をもつことが重要です。

※このことが、正しい連携の鍵となる。

正当な理由なく断らない（根拠）

障害総合支援法に基づく指定相談支援の事業の人員及び運営に関する基準、第7条及び第8条参照

7条：提供拒否の禁止

8条：サービス提供困難時の対応

障害福祉専門職（実施主体）としての意識（地域実態把握、ケアマネジメントプロセスの理解等）を持ち、人材確保等の計画的な整備（障害福祉計画等）

○利用者等がどこに相談したらいいのかわからないときの問い合わせ
丁寧な聴き取り、助言及び適切な繋ぎ等

○地域における相談支援、障害児相談支援に従事する者に対する相談、必要な助言、指導などの実施（後方支援、人材育成、連携強化等）

○地域ネットワークの構築（協議会の推進）・関係機関との緊密化を図り、課題解決に向けた検討等＝地域づくりに直結

障害者等に関する福祉の関係する相談（基本的には日常生活や社会生活を営むために必要な福祉に関する相談）全般を扱う。
(一般的な相談)

○福祉サービスに繋がらない又はつながりにくいケース等



計画相談に繋ぐまで

○計画相談支援につながないケース

○福祉サービスを必要としない方等

【参考資料②】 相談支援の主な役割と連携と広島市障害児者関係相談支援事業所及び相談窓口

【特定相談支援事業所】【障害児相談支援事業所】

中区	14(内、休止1)	11
東区	5	5
南区	8	4
西区	13	13
安佐南区	18(内、休止1)	16(内、休止1)
安佐北区	9	8
安芸区	5	4
佐伯区	9	7
	81	68

【重症心身障がい児者に関する専門的相談機関】
広島市重症心身障害児者相談支援センター
(ほっと+いけあひろしま)

【一般相談支援事業所】

※地域移行・地域定着】

中区	3	3
東区	2	2
南区	3	3
西区	3	3
安佐南区	3(内、休止1)	2(内、休止1)
安佐北区	3	3
安芸区	3	3
佐伯区	4	4
	24	23

計画相談

一人ひとりに対応した生活全般の相談支援(基本相談)に基づくサービス等利用計画作成及びモニタリング(個別支援)

特定相談支援事業所が複数事業及び委託事業を受託しているため、市内の相談支援事業所の数は **81** 事業所

広島市相談支援事業(委託)

計画相談支援につながない、又は福祉サービスを利用していない方に対し、一般的な生活上の困りごとや専門的な相談まで幅広く受け付ける (個別支援)

*具体的内容

- ・福祉サービスの利用援助(情報提供、相談等)
- ・社会資源活用のための支援(各種支援背作に関する助言・指導)
- ・社会生活力を高めるための支援
- ・ピアカウンセリング
- ・権利擁護のために必要な援助
- ・専門機関の紹介 等

障害者基幹相談支援センター

地域における中核的役割を担う 【主に地域支援】

*主たる役割

- ・地域の障害児者相談支援従事者に対する相談、必要な助言、指導等(後方支援)
- ・関係機関等(他、多職種等)の連携を緊密化を促進(協議会活動の推進等)

*その他の役割

- ・障害児者及び保護者等(地域住民含)からの相談に対し、必要な調査及び情報提供、助言その他便宜供与
- ・権利擁護(虐待防止含等)のための関係機関との連絡調整と必要な援助

【広島市相談支援事業所(市町村必須事業)】(委託 各区1か所)

中区 生協ひろしま障がい者相談支援センター
東区 地域生活支援センターぬくもりのサロン
南区 相談支援事業所ひろしまみなみ / 西区 育成会相談支援センター
安佐南区 (現在、委託事業者なし)広島市検討中
安佐北区 あさきた相談支援センターウイング
安芸区 モルゲンロート / 佐伯区 地域生活支援センターいつかいち

注:委託相談と重複業務のため、主たる役割に影響しないように、人員配置や業務内容と役割分担の明確化が必要

【広島市障害者基幹相談支援センター】(各区1か所)

中区 障害者生活支援センターめーぶる
東区 地域支援室 交響
南区 相談支援事業所 光清学園
西区 ここコンシェル
安佐南区 障害者相談支援事業所 リガーレ
安佐北区 相談支援事業所 リアライヴ
安芸区 時計台相談支援事業所
佐伯区 相談支援事業所 鈴が峰

【こどもの療育に関する専門的相談機関】

広島市こども療育センター(中、東、南、安芸、安佐南区(祇園地区))
広島市北部こども療育センター(安佐南(祇園、沼田地区除く)、安佐北区)
広島市西部こども療育センター(西区、佐伯区、安佐南区(沼田地区除く))

- ・広島市(各区)社会福祉協議会
- ・各区くらしサポートセンター

【精神保健、精神障害者への専門的相談機関】(地域活動支援Ⅰ型事業)

地域生活支援センターぬくもりのサロン
地域生活支援センターふれあい
モルゲンロート
地域生活支援センターいつかいち

【行政の相談窓口】各区厚生部地域支えあい課(主に精神障害)・各区福祉課(申請手続き等)・生活課

地域共生社会の実現に向けた相談支援包括化推進員(各区配置)

広島市発達障害者支援センター

【参考資料③】 相談支援の主な役割と連携と安佐南区障害児者関係相談支援事業所及び相談窓口】

- 1 こども発達支援センターひゅーるぼん(児)
- 2 相談支援事業所ぶらっとほーむ
(知的・身体・精神・児)
- 3 広島市立リハビリテーション病院身体障害者
特定相談支援事業所(身体)
- 4 相談支援事業所まいはーとここあ
(知的・身体・精神・児)
- 5 サポートセンターエール
(知的・身体・精神・児)
- 6 発達支援相談支援事業所さくら
(知的・身体・精神・児)
- 7 はくなまた相談支援事業所
(知的・身体・精神・児)
- 8 相談支援事業所きんぱす
(知的・身体・精神・児)
- 9 相談支援事業所Koti
(知的・身体・精神・児)
- 10 そらいる相談支援センター
(知的・身体・精神・児)

広島市相談支援事業(委託)

計画相談支援につがっていない、又は
福祉サービスを利用していない方に対し、
一般的な生活上の困りごとや専門的な相
談まで幅広く受け付ける (個別支援)

・障害児者及び保護者等(地域住民含)からの相談に対し、社会生活
を営むために必要な福祉全般の相談に応じ、必要な調査及び支援
を講じるとともに、権利擁護(虐待防止含等)のための関係機関と
の連絡調整と必要な援助

*具体的内容

- ・福祉サービスの利用援助(情報提供、相談等)
- ・社会資源活用のための支援(各種支援背作に関する助言・指導)
- ・社会生活力を高めるための支援
- ・ピアカウンセリング
- ・権利擁護のために必要な援助
- ・専門機関の紹介 等

広島市安佐南区
相談支援事業所
(委託事業所なし)
※広島市検討中

【一般相談(地域移行・地域定着)】

- 1 障害者相談支援事業所リガーレ(知的)
 - 2 地域生活支援センターあさみなみ
(知的・身体・精神・児)
- ※(休止)相談支援センターCLAP
(地域移行のみ:知的・身体・精神・児)

【行政の相談窓口】厚生部地域支えあい課(主
に精神障害)・各区福祉課(申請手続き等)・生
活課

計画相談 (個別契約)

一人ひとりに対応した生活全般の相談支援
(基本相談)に基づくサービス等利用計画作
成及びモニタリング(個別支援)

障害者基幹相談支援センター (委託)

地域における中核的役割を担う【主に地域支援】

*主たる役割

- ・地域の障害児者相談支援従事者に対する相談、必要な
助言、指導等(後方支援)
- ・関係機関等(他、多職種等)の連携を緊密化を促進
(協議会活動の推進等)

*その他の役割

- ・障害児者及び保護者等(地域住民含)からの相談に対し、必要な調
査及び情報提供、助言その他便宜供与
- ・権利擁護(虐待防止含等)のための関係機関との連絡調整と必要
な援助

- 11 相談支援センターらんたん
(知的・身体・精神・児)
- 12 相談支援事業所あかね
(知的・身体・精神)
- 13 相談支援事業所あすなろ
(知的・身体・精神・児)
- 14 相談支援センターヒーローズ
(身体・精神・児)
- 15 地域生活支援センターあさみなみ
(知的・身体・精神・児)
- 16 障害者相談支援事業所リガーレ
(知的・身体・精神・児)
- 17 ランタラボコネクト広島祇園
(知的・身体・精神・児)
(休止中)相談支援センターCLAP
(知的・身体・精神・児)

注:委託相談と重複業務のため、主たる役割
に影響しないように、人員配置や業務内容
と役割分担の明確化が必要

広島市安佐南区
障害者基幹相談支援センター
(障害者相談支援事業所リガーレ)

・安佐南区社会福祉協議会
・安佐南区くらしサポートセンター

地域共生社会の実現に向けた相談支援
包括化推進員(モデル事業:社会福祉法
人楽友会)

広島市発達障害者支援センター

【参考資料④】「こんな時、どこに相談すればいい？」

(地域住民がアクセスしやすい相談窓口)

厚生労働省 令和5年度障害者総合福祉推進事業
「相談支援業務に関する手引き」引用一部変換

アクセスしやすい相談窓口 ※

市町村



継続的な
相談支援

相談支援事業所
(委託相談)



継続的な
相談支援

相談支援事業所



どこに相談してよ
いかわからない場
合は、基幹相談支
援センターにまず
は相談します。

基幹相談
支援センター

相談は本人のみならず、家族・親や
地域住民、関係機
関等からの相談も
受け付けます。

障害福祉サービス等を利用しない場合

相談支援事業所
(委託相談)

市町村



市町村障害者相談支援事業

障害福祉サービス等を利用する場合

相談支援事業所



指定特定相談支援
指定障害児相談支援

例



地域との関わり

住居

教育

医療



居宅介護

就労・就労支援

日中活動

余暇

各種支援（サービス）等利用

(地域にある様々な福祉サービス等を調整や他の専門機関等へのつ
なぎを行います)

利用契約

アセスメント

サービス等利用計画案の作成

支給決定

サービス担当者会議

サービス等利用計画の作成

サービス利用の開始

モニタリング

後方支援

基幹相談支援センター



◎ 障害のある方やご家族又はその関係者の方が、どこに相談したらよいのかわからない時はお尋ねください。また、相談支援事業者の方で、担当する方の支援調整等に悩んだりする場合はご連絡ください。(後方支援)